

## II 参考

### 1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策中目標）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策中目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

#### 厚生労働省の使命と基本目標

##### 厚生労働省の使命

社会保障は国家の礎（いしずえ）の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立ち、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎えられる社会（世界に誇る少子高齢社会の日本モデル）」を実現することが厚生労働省の使命である。

##### 基本目標

###### <少子高齢社会の日本モデルを実現する>

I	格差の縮小を図る
II	意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する
III	安心して子どもを産み育てられる社会を実現する
IV	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する
V	社会保障財源の確保を図るとともに、新たに社会保障財源に対する考え方を提示する。

###### <時代の要請に応えた政策を展開する>

VI	「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える
----	---

###### <役所文化を変え、信用される厚生労働省となる>

VII	省内から「奢り」を一掃し、国民と真摯に向き合う
VIII	コスト削減・ムダ排除を徹底する
IX	新しい人事システムを構築し、職員の能力の向上を図る

## 施策大目標

I 1	格差を縮小	ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する
I 2		第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する
I 3		ポジティブ・ウェルフェア（就労支援等の積極的な福祉施策）を推進する
II 1	働く	雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る
II 2		雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する
II 3		男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
III 1	子育て	新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る
IV 1	地域で健康に長寿を迎える	医療サービスを安定的に提供する
IV 2		高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する
IV 3		がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する
IV 4		衛生的で安心・快適な生活環境を確保する
IV 5		医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る
IV 6		「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、安心して信頼できる年金制度を確立する
IV 7		障害者制度改革の道筋をつけ、障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会を実現する
IV 8		戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理する
IV 9		利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図る
V 1	財源	社会保障財源の確保を図るとともに、社会保障財源に対する考え方を提示する。
V 2		社会保険の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う
VI 1	時代の要請に応える	規制改革、地方分権を推進するとともに「新しい公共」の実現を目指す
VI 2		成長戦略の中核として、「未来への投資」として、社会保障を展開する
VI 3		国際化、科学技術の振興、IT化に対応する
VII 1	役所文化を変える	「国民の声」に真摯に耳を傾け、対応を図るとともに、国民との対話に向けて、情報をわかりやすく発信する
VIII 1	役所文化を変える	省内事業仕分け等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する
IX 1		新しい人事システムを構築し、各局各課の組織目標の数値化を図り、職員の能力の向上を図る

## 施策中目標

I 1 1	格差の縮小を図る	保護生活	ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。
I 1 2			生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
I 2 1		生活困窮防止	第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する
I 2 2			雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る
I 2 3			ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する
I 3 1		福祉から就労へ	生活保護世帯の自立を支援する →I-1-2（生活保護を適切に実施する）参照
I 3 2			母子家庭の母等の自立を支援する →III-1-6（ひとり親家庭の自立を支援する）参照
II 1 1	性別・年齢にかかわらず意欲ある者が働ける	雇用の「量」	ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る
II 1 2			地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る
II 1 3			高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る
II 1 4			多様な職業能力開発の機会を確保する
II 1 5			若年者のキャリア形成を支援する
II 1 6		雇用の「質」	障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する
II 1 7			技能の継承・新興を推進する
II 2 1			労働条件の確保・改善を図る
II 2 2			労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
II 2 3			労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
II 2 4			労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
II 2 5			労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
II 2 6			安定した労使関係の形成を促進する
II 2 7		個別労働紛争の解決を促進する	
II 2 8		豊かで安定した勤労者生活の実現を図る	
II 3 1	均等	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	
III 1 1	安心して子どもを産み育てられる	子育て	妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る
III 1 2			地域における子ども・子育て支援策を推進する
III 1 3			就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する
III 1 4			児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
III 1 5			児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する
III 1 6			ひとり親家庭の自立を支援する
III 1 7			子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する
III 1 8			仕事と家庭の両立を支援する（再掲） →II-3-1（男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する）参照

IV 1 1	地域で健康に長寿を迎えられる	医療	地域の医療連携体制を構築する
IV 1 2			医療需要に見合った医療従事者を確保する
IV 1 3			医療従事者の資質の向上を図る
IV 1 4			医療安全確保対策を推進する
IV 1 5			政策医療を向上・均てん化させる
IV 1 6		医薬品、医療機器	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
IV 1 7			新医薬品・医療機器を迅速に提供する
IV 1 8			医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
IV 1 9			医薬品の適正使用を推進する
IV 1 10			安全で安心な血液製剤を安定的に供給する
IV 2 1		医療保険	全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む
IV 2 2			生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る
IV 3 1		個別疾病	適正な移植医療を推進する
IV 3 2			難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する
IV 3 3			原子爆弾被爆者等を援護する
IV 3 4		感染症	感染症の発生・まん延を防止する
IV 3 5			ワクチン等を安定的に供給する
IV 3 6		健康づくり	地域の保健医療体制を確保する
IV 3 7			健康づくりを推進する
IV 3 8		危機	健康危機管理体制を整備する
IV 4 1		公衆衛生	食品等の安全性を確保する
IV 4 2			安全で質が高く災害に強い水道を確保する
IV 4 3			麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する
IV 4 4			国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する
IV 4 5			生活衛生の向上・推進を図る
IV 5 1		介護	医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
IV 5 2			高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいつくり及び社会参加を推進する
IV 6 1		年金	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する
IV 6 2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る		
IV 6 3	企業年金等の健全な育成を図る		
IV 6 4	企業年金等の適正な運営を図る		
IV 7 1	障害者	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。	
IV 8 1	戦傷病者・戦没者遺族等	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等を行う	
IV 8 2		戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する	
IV 8 3		中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する	
IV 8 4		旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する	

IV 9 1	人材福祉	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る	
IV 9 2		災害	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する
V 1 1	社会 保障 財源の 確保を 図る 考え方 を提示 し、	財源	格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。
V 2 1		社会 保険料 徴収	労働保険適用徴収業務の適切かつ円滑な実施を図る
V 2 2			公的年金制度の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う →IV-5-2（公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る）参照
V 2 3			医療保険の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う →IV-1-10（国民に必要な医療を保障できるよう、医療保険制度を安定的・効率的に運営する）参照
V 2 4			介護保険制度の徴収事務を適切かつ効率的に行う →IV-5-1（医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する）参照
VI 1 1	時代 の要請 に 応 え る	役割 直 見	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む
VI 2 1		戦 略 成 長	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する
VI 3 1		国際 化	国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する
VI 3 2			二国間等の国際協力を推進する
VI 3 3			国際化に対応した施策を推進する →感染症対策はIV-2-5・6（感染症の発生・まん延を防止する、ワクチン等を安定的に供給する） 食品対策はIV-3-1（食品等の安全性を確保する） 年金の二国間協定はIV-5-1（年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する） 外国人労働者対策はII-1-3（高齢者、若年者等労働者の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る）参照
VI 3 4		術 振 興 科 学 技 術	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保する
VI 3 5			厚生労働分野の科学技術の研究開発を推進する
VI 3 6		I T 化	電子政府実現に向けて基盤を整備する
VI 3 7	医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。		
VII 1 1	信用 され る 厚 生 労 働 省 と な る 役 所 文 化 を 変 え、	国民と 向 き 合 う	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。
VII 1 2		奮 ら ず、 実 践	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。（ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等）
VIII 1 1		コ ス ト・ ム ダ	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する
IX 1 1		人 事、 能 力 向 上	新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力（実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力）の向上を図る